

法科大学院認証評価手続細則

2010年5月
(財)日弁連法務研究財団

法科大学院認証評価手続細則

(目的)

- 第1条 財団法人日弁連法務研究財団(以下「財団」という。)は、法学教育及び法曹養成に関する事業の一環として、学校教育法第110条に定める文部科学省の認証を受けて法科大学院の教育研究活動の適格認定に関する評価を行う機関となり、法科大学院の認証評価事業を行う。
- 2 本細則では、認証評価に関する手続等、財団の法科大学院認証評価事業基本規則第63条に定める事項のほか、学校教育法等の法令を踏まえて定める。

(認証評価の着手)

- 第2条 法科大学院認証評価事業基本規則第62条の「正当な理由」とは、評価員の確保等、評価の実施体制上、遅滞なく認証評価に着手することができない場合のほか、天変地異等の不可抗力により認証評価の実施が不可能な場合をいう。
- 2 財団の認証評価を受けようとする法科大学院は、財団に対し、原則として下記の時期までに、認証評価の申込を行うものとする。
- 現地調査を年度の上期(4月から9月までの間)に希望する場合には、
現地調査実施希望年度の前々年度の3月末
- 現地調査を年度の下期(10月から翌3月までの間)に希望する場合には、
現地調査実施希望年度の前年度の9月末

(トライアル評価)

- 第3条 財団は、認証評価実施に先立ち、必要に応じ、トライアル評価を行う。このトライアル評価は、次条以降の認証評価より対象となる評価基準の範囲及び現地調査の日程等を縮小して行う。トライアル評価については、評価料・評価実費等は法科大学院から徴収しない。

(認証評価のプロセス)

- 第4条 財団の認証評価は、以下のプロセスにより行う。
- 評価実施全体のスケジュールについての合意
- 財団と評価対象となった法科大学院(以下「評価対象法科大学院」という。)が、認証評価実施の全体的なスケジュールについて合意する。
- 評価委員会は、評価対象法科大学院に自己点検・評価項目を通知し、説明会を実施する。
- 担当評価員の選任と法科大学院への通知
- 評価委員会は、評価対象法科大学院について、原則として5名の担当評

価員を選任し、評価対象法科大学院に通知する。

評価対象法科大学院は、自己点検・評価報告書を作成し、関連資料とともに財団に提出する。

評価員により構成される評価チームが、自己点検・評価報告書及び関連資料の分析・検討を行う。

現地調査

評価チームによる3日間の現地調査を行う。

評価チーム報告書の作成

評価チームは、自己点検・評価報告書、関連資料、現地調査の結果を基に、評価チーム報告書を作成する。

評価委員会による評価報告書原案の作成並びに法科大学院への送付及び求意見

評価委員会は、評価チーム報告書、自己点検・評価報告書及び関連資料に基づき、評価を行い、これに基づき評価報告書原案を作成した上、これを評価対象法科大学院に送付して意見を求める。

評価対象法科大学院は、評価報告書原案受領後30日以内に、財団に対して意見を申述することができる。

評価委員会による評価報告書の決定

評価委員会は、の評価対象法科大学院からの意見を検討の上、評価報告書を決定する。

なお、評価委員会は、必要に応じて、評価対象法科大学院に対し、第5条第1号の評価報告書の送付に際して、評価報告書の内容及び関連事項について説明を行うことがある。

評価対象法科大学院への通知、文部科学大臣への報告及び公表、異議申立手続は、次条以下で定める。

(評価報告書送付及び公表)

第5条 財団は、評価委員会によって評価報告書が決定されたときは、次に定める事項を行う。

評価報告書を評価対象法科大学院に送付して通知する。

評価報告書を、文部科学大臣に送付して報告する。

評価報告書を、刊行物及び財団のWEBサイトに掲載する等の方法で公表する。

(異議申立手続)

第6条 評価対象法科大学院は評価報告書受領後30日以内に、財団に対して

異議の申立てを行うことができる。

- 2 前項の異議申立ては、異議事由を記載した書面を財団に送付することによって行う。
- 3 異議事由は、以下の各号記載のものとする。
 - 総合評価の不適合について
 - 分野別評価の不適合について
 - 分野別評価の多段階評価について
 - 個別の評価基準に対する不適合について
 - 評価結果に影響を及ぼす評価実施上の事由について
 - 評価結果に影響を及ぼす評価の前提たる事実認定について

(異議審査委員会による異議申立ての審査)

- 第7条 異議審査委員会は、評価対象法科大学院からの異議申立てを審査し、異議審査書を認証評価評議会に提出する。
- 2 異議審査書には、審査の結論及び理由を記載する。
 - 3 異議審査委員会は、必要に応じ、自ら再調査を行い、又は評価チームに対して再調査を命ずることができる。
 - 4 異議審査委員会は、必要に応じ、評価対象法科大学院、評価委員会委員、評価員等からの意見聴取を行うことができる。

(認証評価評議会による異議申立ての審理)

- 第8条 認証評価評議会は、異議審査委員会の作成した異議審査書を踏まえて審理し、以下の各号のいずれかの結論を示して評価対象法科大学院の異議申立ての可否を判断する。
- 異議を不相当として却下する。
 - 異議を相当として、認証評価評議会で評価報告書を修正する。
 - 異議を相当として、評価委員会に再度の評価を命じる。
- 2 前項3号の再度の評価は、改めて調査を行わなければ適正な評価を行うことができないと認められる等、再度の評価の実施を必要とする特段の事情があった場合に限り実施する。
 - 3 認証評価評議会は、必要と認めた場合には、異議審査委員会に補充審査書の提出を求めることができる。

(評価委員会による修正評価報告書の作成と認証評価評議会による審理)

- 第9条 評価委員会は、認証評価評議会から再度の評価を命じられた場合には、再度の評価を行い、修正評価報告書を作成する。

- 2 評価委員会は、前項の再度の評価のために必要と認められた調査を行うことができる。
- 3 修正評価報告書の内容は、認証評価評議会の命令の内容に拘束される。
- 4 認証評価評議会は、評価委員会の作成した修正評価報告書について審理し、以下の各号の結論を示して判断する。
 - 修正評価報告書が適当であるとして承認する。
 - 修正評価報告書を修正する。
- 5 認証評価評議会は、前項の審理にあたり、必要と認めれば異議審査委員会、評価対象法科大学院等からの意見聴取を行うことができる。

(修正評価報告書の決定)

第10条 認証評価評議会は、次のいずれかにより、修正評価報告書を決定する。

認証評価評議会在、評価報告書を修正して修正評価報告書を作成する。

認証評価評議会在、その再度の評価命令に基づく評価委員会の修正評価報告書を承認し、又はこれを修正して別途修正評価報告書を作成する。

- 2 修正評価報告書には、第6条の異議申立ての内容を付記する。

(修正評価報告書の送付及び公表)

第11条 財団は、認証評価評議会によって修正評価報告書が決定されたときは、次に定める事項を行う。

修正評価報告書を評価対象法科大学院に送付して通知する。

修正評価報告書を文部科学大臣に送付して報告する。

修正評価報告書を刊行物及び財団のWEBサイトに掲載する等の方法で公表する。

(評価後の重要な変更等)

第12条 当該認証評価の対象となった法科大学院を置く大学は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、評価対象項目に関し重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を財団に通知しなければならない。

- 2 財団は、前項の通知によって変更に係る事項について把握したときは、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。この際、財団が、評価基準の全部又は一部について評価対象法科大学院に対し評価を受けることを求めた場合には、直前の認証評価から4年未満の期間しか経過していない場合でも、評価対象法科大学院はこれに応じなければならない。
- 3 財団が、評価対象項目について重大な事実(その存在時期を問わない。)を

把握し、評価基準の全部又は一部につき評価対象法科大学院に評価を受けることを求める旨決定した場合も、前項と同様とする。

（年次報告書）

第13条 前条第1項に定めるほか、評価対象法科大学院は、財団の指定した事項についての年次報告書を財団に提出する。

（評価の周期）

第14条 財団の認証評価を受ける法科大学院は、開校の日から5年間以内に評価を受け、その評価の時期以後、5年以内ごとに評価を受けるものとする。

2 評価対象法科大学院は、前項にかかわらず、いつでも認証評価の実施を求めることができる。ただし、認証評価の具体的な実施時期については、評価対象法科大学院と財団で別途協議して定める。

（評価基準の変更）

第15条 財団は、評価基準を定め、変更する際に、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その検討段階において事前に案を公表するとともに評価対象法科大学院へ送付して、広く意見を求める等の必要な措置を講じる。

2 財団は、評価基準を変更したときは、変更後すみやかに評価対象法科大学院に通知する。

3 変更後の評価基準は、前項の通知のなされた年度の翌年度以降に評価対象法科大学院が作成する自己点検・評価報告書に係る認証評価に対して適用される。ただし、評価対象法科大学院が同意した場合には、繰り上げて適用することができる。

（評価手数料等）

第16条 財団は、認証評価に関して評価対象法科大学院の負担する評価手数料等について、別に定める。

（公表事項及び変更事項の届出）

第17条 財団は、以下の各号に定める事項を財団のWEBサイトに掲載する等の方法により公表するとともに、これらを変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出るものとする。

名称及び事務所の所在地
役員の氏名
評価の対象

評価基準及び評価方法
評価の実施体制
評価の結果の公表の方法
評価の周期
評価に係る手数料の額

(追評価)

第 17 条の 2 財団は、財団の認証評価において不適格認定を受けた評価対象法科大学院のうち、追評価可能と当財団が認めた法科大学院から申請を受けたときは、当該認証評価の翌年度又は翌々年度に、不適格認定の原因となった評価基準及び事後の重要な変更のあった評価基準を中心に、全評価基準についての評価を行い、その結果、評価基準ごとの評価を総合考慮し全体として適格と判定されるときには、適格認定を行う。ただし、認定期間は、追評価の時点から 5 年ではなく、その基となった認証評価の時点から起算して 5 年の残余期間とする。

- 2 追評価の実施を翌年度と翌々年度のいずれに行うかについては、評価対象法科大学院と協議して定める。
- 3 追評価に係る手続については、第 2 条、第 4 条から第 11 条まで、第 13 条、第 15 条及び第 16 条を準用する。この場合において、「認証評価」とあるのは、「追評価」と読み替えるものとする。なお、追評価の実施に当たっては、法科大学院と協議の上、一部の分野について簡易な評価手続とすることができる。

(再評価)

第 18 条 財団は、以下の各号のいずれかに該当するときは、認証評価に準じた評価（以下「再評価」という。）を行う。

財団が評価報告書において当該評価実施年度から 4 年未満の期間内に評価基準の一部について評価を受けることを求めた場合

財団の認証評価を過去 4 年以内に受けた法科大学院から、評価基準の一部について評価を求められた場合

- 2 再評価は、法科大学院との合意によって定める評価基準の全部又は一部について行うものとし、評価基準ごとの評価及び分野別評価を行う。ただし、適格認定は行わない。
- 3 再評価に係る手続については、第 2 条、第 4 条、第 5 条第 1 号及び第 3 号、第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項第 2 号から第 6 号まで、第 7 条から第 10 条まで、第 11 条第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに第 16 条を準用する。この

場合において、「認証評価」とあるのは、「再評価」と読み替えるものとする。
なお、再評価の実施に当たっては、法科大学院と協議の上、再評価対象の評価基準の全部又は一部について簡易な評価手続とすることができる。

- 4 第1項第1号の場合において、法科大学院が希望するときは、当該再評価要請所定の期限内に、再評価に代えて認証評価を行うものとする。

(再評価の評価基準とプロセス)

第19条 再評価における評価基準については第15条に準じるものとし、当該法科大学院における直前の認証評価時と再評価時で財団の評価基準が異なる場合には、原則として再評価時の基準によるものとする。

- 2 再評価は、認証評価のプロセスを定めた第4条第1号から第9号までに準じ、再評価に係る分野の数や内容により、これを適宜縮小ないし変更して行う。個別の再評価における具体的なプロセスの内容は、財団と法科大学院で合意して決定されるものとする。

(再評価後の重要な変更と年次報告書)

第20条 法科大学院は、再評価を受けた場合においても、再評価後次の認証評価を受ける前に評価対象項目に関し重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を財団に通知するとともに、年次報告書を財団に提出するものとする。

附則

第1条 本規則は、財団理事会が平成16年5月21日に制定し、当財団が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。

附則(平成17年12月16日改正)

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成21年5月13日改正)

第1条 この規則は、平成21年5月13日から施行する。

附則(平成22年5月11日改正)

第1条 本細則は、平成23年4月1日から施行する。